

改正

平成29年1月16日28千地国男発第277号
令和2年3月25日31千地国男発第236号

千代田区国際交流・協力ボランティアバンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が国際平和都市千代田区宣言（平成7年3月15日千代田区告示第29号）の趣旨に基づき、千代田区国際交流・協力ボランティアバンク（以下「ボランティアバンク」という。）を設置することにより、区内で生活又は活動する外国人への支援等を行うとともに、区民が主体的、自発的に行う国際交流・国際協力活動（以下「国際交流等活動」という。）の促進を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 ボランティアバンクに登録できる者は、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 国際交流等活動に深い理解と熱意がある者
- (2) 区内で生活若しくは活動する外国人への支援活動若しくは自主的な国際交流等活動を自ら行う意志のある者又は当該活動を支援する意志のある者

(対象とならない活動)

第3条 次の各号のいずれかに該当する活動はボランティアバンクへの登録対象としない。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 特定の宗教の普及を目的とした活動
- (3) 特定の政党を支持するための活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的に反する活動

(登録手続等)

第4条 ボランティアバンクへの登録を希望する者は、千代田区国際交流・協力ボランティアバンク登録申請書を国際平和・男女平等 인권課に提出するものとする。

2 登録の有効期間は、登録した年度を含み、3年度間とする。

3 登録の有効期間終了後、継続して登録を希望する者は、新たに登録申請書を提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第5条 ボランティアバンクに登録した者（以下「登録者」という。）は、申請により随時登録内容を変更することができる。

（登録の取消し）

第6条 区は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- （1）登録者から取消しの申出があった場合
- （2）登録の内容に虚偽があった場合
- （3）第3条に定める活動を行ったと認められる場合
- （4）登録の有効期間終了後、1年間更新手続きを行わなかった場合又は登録者と連絡が取れなかった場合

（ボランティアバンクファイルの作成）

第7条 区は、登録者の情報を記載したボランティアバンクファイル（以下「ファイル」という。）を作成し、適切に管理しなければならない。

（ボランティアの決定）

第8条 登録者の紹介を希望する者又は団体（以下「利用者等」という。）は、国際交流・協力ボランティアバンク利用申請書に必要事項を記載し、区に提出するものとする。

- 2 区は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、紹介の可否を決定するものとする。
- 3 区は、紹介の決定を行ったときは、ボランティアバンクの登録者の中から、利用者等の要望に適合するものを選び、当該登録者にボランティア活動の受諾の意思確認を行うものとする。
- 4 前項の承諾が得られた場合は、区は、登録者及び利用者等に対して、それぞれの氏名及び連絡先等を通知するものとする。

（ボランティアバンクの利用制限）

第9条 区は、この要綱の趣旨に反する利用を行い、又は行おうとする者及び団体に対しては、ボランティアバンクの利用を禁止する。

（活動地域）

第10条 ボランティアの活動地域は、原則として千代田区内とする。

（費用の負担）

第11条 ボランティアバンクへの登録に要する費用は、無料とする。

- 2 登録者が行うボランティア活動は、原則として無償とする。ただし、当該ボランティア活動に要する費用のうち、交通費、入場料、教材費等は利用者等が負担する。

（免責）

第12条 ボランティアバンクを利用して行われたボランティア活動について、区は責任を負わないものとする。

(実施報告)

第13条 区は、登録者及び利用者等に対し、当該ボランティア活動終了後に、速やかな実施報告を求めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月10日から施行する。

附 則 (平成29年1月16日28千地国男発第277号)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日31千地国男発第236号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。